

水田活用の直接支払交付金 交付対象水田の見直しについて

令和9年度以降、
過去5年間で一度も水張り（水稲作付け）が
行われていない農地は、
水田活用の直接支払交付金の交付対象外
となります。



「水張り」とは「水稲作付け」を基本とします。

ただし、以下の①②すべてが確認できる場合は、
「水張り」を行ったとみなされます。

- ① たん水管理を1か月以上実施すること。
- ② 連作障害による収量低下が発生していないこと。

なお、以下に該当する場合は、水張りの判定期間（5年間）に
カウントされません。

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている期間
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている期間

💡 麦や大豆、野菜等の生産を計画している水田は 💡

水稲(加工用米等の用途米含む)と麦・大豆・野菜等を組み合わせた作付け
(ブロックローテーションや輪作)により、まずは、令和8年度までに
交付対象水田の要件を満たせるような取組を検討・実施しましょう。